

担い手育成支援アクションプログラム

令和5年7月11日

千葉県担い手育成総合支援協議会

1 基本的考え方について

本アクションプログラムの策定にあたっては、県が策定した農業経営基盤強化促進法第5条に基づく「農業経営基盤強化の促進に関する基本方針」（以下「基本方針」という。）で掲げた効率的かつ安定的な農業経営体が農業生産の相当部分を担う農業構造の確立に向けて、効率的かつ安定的な農業経営体及びこれを目指して経営改善に取り組む経営体の育成及び新規就農者の確保を目指すものとし、必要に応じて見直すこととする。

2 効率的かつ安定的な農業経営体の確保・育成方針

（1）認定農業者の確保・育成

認定農業者が本県地域農業の中核を担う農業構造の確立に向け、「今後育成すべき農業経営体」及び「基本構想水準到達者」の認定農業者への誘導を図る。

また、重要な担い手である女性や後継者等の主体的な経営参画を促し、その能力発揮による家族経営の強化を図るため、家族経営協定の締結と共同申請を推進するなど認定農業者の確保に努める。

すでに認定農業者となっている者に対し、農業経営改善計画の目標達成に向け、規模拡大に必要な農地利用集積の促進、経営管理能力向上に必要な講習会等の開催、新しい農業経営指標に基づく自己チェックの支援などを行う。

（2）農業経営体の法人化推進・指導

個別経営体や集落営農組織等に対して、経営力強化を図り、企業的経営体へと育成するため、法人化を推進することとし、法人化説明会等を開催するとともに、法人化志向農業経営体の個別相談対応及び法人設立実務の支援を行う。これらの活動をより効果的に行うため、関係機関や専門家等で構成する推進体制を構築し、農業法人の育成を図る。

（3）新規就農・新規参入支援

新規就農希望者への支援を関係機関が連携して行い、将来の地域農業の担い手の確保育成を図る。

(4) 企業参入支援

県内への新規農業参入を希望する農地所有適格法人以外の法人の相談に対し、関係機関が連携して対応する。

(5) 担い手への農地利用集積及び荒廃農地解消等の促進

規模拡大を志向する担い手の育成において、農地の利用集積は重要であることから、地域協議会・行政機関・農業団体・農地中間管理機構等と連携してその促進を図る。

荒廃農地の解消を啓発するとともに、担い手への利用権設定を促進する取組を行う。

3 活動等に関する事項

(1) アクションプログラムの推進及び次年度に向けた見直し

「担い手確保・育成等の目標」の達成に向けた取組を、関係機関が連携して推進するとともに、各市町村の地域農業再生協議会の担い手育成に係る機能強化について、積極的な働きかけを行う。

(2) ワンストップ支援窓口の設置

農業者等からの幅広い相談に対応可能なワンストップ支援窓口を設置する。

(3) 担い手アクションサポートチームの編成

担い手の確保・育成に係る各種支援活動を効果的に実施するため、協議会構成員及びスペシャリストで構成される担い手アクションサポートチームを編成し、具体的な支援活動を実施する。

(4) 企業的経営体の育成に向けた経営能力向上研修会等の開催

担い手の経営者能力向上を図るため、会員相互が連携し、農業者や指導者等に対して、各種専門家による研修会等を開催する。

(5) 法人化推進体制整備

関係機関や専門家等による、法人化推進体制を構築する。

(6) 担い手の法人化促進活動

地域農業の担い手（個人経営・集落営農等）の経営確立手法として、農業経営の法人化に係わる啓発普及（講習会等）を実施する。

(7) 担い手優良活動事例の調査・表彰活動等

担い手の優良活動事例を調査し、国及び全国協議会主催の優良経営体表彰

事業に参加する。

(8) 担い手の確保・育成に係る情報の提供等

担い手が、様々な情報をもとに効率的かつ安定的な経営に取り組めるよう、各種普及・啓発資料を作成・配布するとともに、個別の担い手等の相談に応じ、必要な情報を提供する。

また、水田・畑作物を生産する農業者の所得安定に資するため、「経営所得安定対策」の周知及び加入促進を積極的に図る。

加えて、協議会内の各機関の情報共有の強化と、必要な情報を担い手へ迅速に届けるための仕組みづくりに取り組む。

(9) 担い手への農地の利用集積の促進支援

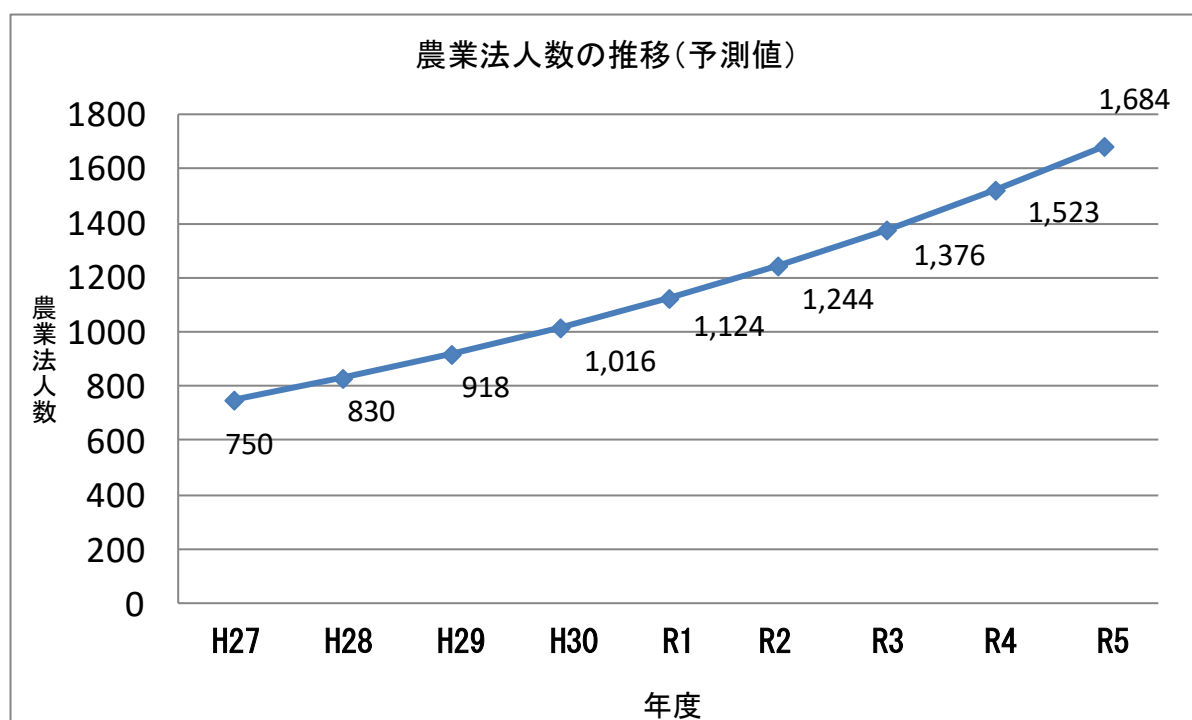
農地中間管理事業等が効率的に実施されるよう、農地中間管理機構、市町村、農業委員会等の連携を支援する。

(10) 地域計画作成に係る支援

市町村が行う地域計画作成の取組について、必要な情報提供や支援を行う。

4 担い手の確保・育成等の目標

別紙「担い手確保・育成等の目標」のとおり。



別紙

担い手確保・育成等の目標

令和 5 年 7 月 11 日
千葉県担い手育成総合支援協議会

項 目	現 状 (時点)	令和 5 年度	令和 7 年度末	
		年間確保 目 標 (目安)	年間確保 目 標 (目安)	年 度 末 目 標
新規就農者数	377 人 (令和 4 年 3 月)	450 人	450 人	-
新たに法人化を行 った経営体数 (注 1)	-	10 経営体	10 経営体	
集落営農組織数 (注 2)	343 組織 (令和 4 年 6 月)	(2 組織)	(2 組織)	351 組織
担い手の経営耕地 面積が全農用地 面積に占める割合 (注 3)	28.2% (令和 4 年 3 月)	(4.82%)	(4.82%)	51.0%
農業法人数 (注 4)	令和 2 年 1 月時点	令和 5 年度目標		
	895 法人	1,684 法人		

(注 1) 千葉県農林水産業振興計画(令和 4 年 3 月)で設定されている目標である、専門家派遣等の県事業を活用し、法人化を行った農業経営体数を目標とする。

(注 2) 千葉県農林水産業振興計画(令和 4 年 3 月)で設定されている目標である、集落営農の組織化による増加数と高齢化、合併等による減少数を踏まえた 5 年間で 10 組織の増加を目標とする。

(注 3) 県農業経営基盤強化の促進に関する基本方針(令和 5 年 6 月)では、「概ね 10 年後」
(令和 14 年)の農地集積の目標シェアを 60%としている。

(注 4) 「日本再興戦略」改訂 2015 を基に設定された都道府県別の農業経営の法人化目標
(平成 35 年)の目安(平成 27 年 7 月 16 日付け関東農政局経営・事業支援部担い手育成課長事務連絡)より設定した。